

バンコクIPG(日系企業知的財産研究会)発足について

2007年3月30日

JETRO バンコク

本研究会は、在タイの日系企業に対して、(1)模倣品・海賊版問題への改善が見られない¹、(2)強制実施権発動等の政府知財政策の信頼低下、(3)違法ソフトウェア使用による摘発日系企業の増加²、といった昨今のタイにおける知財問題の背景を踏まえ、JETROバンコクが以下の点を目的として研究会の開催を呼びかけたもの。

日系企業の知的財産権(主として模倣品)問題対策の強化と被害の縮小

日系企業の知的財産権保護意識の啓発

日系政府機関・企業間の知的財産権にかかわる情報の交換・共有

タイ政府関係機関との関係構築・改善要請、欧米系政府機関・企業・団体との連携強化

3月26日に行われた第1回会合では、在タイ日系企業30社、商工会等団体及び大使館等政府関係機関5機関から、計40名が参加(当日不都合な登録者が他に7社1機関計12名)。事務局からの設立趣旨説明、日本特許庁からの「知財問題に対する日本政府の取組みとIPGへの期待」の講演を踏まえ、今後の活動方針を決定(別添参照)。

さらに、在タイ企業からの「タイにおける知財問題の現状と課題」に関する講演で、特に権利執行機関の情報の公開、取得手続きの迅速化・事務処理の透明性についての問題点が指摘され、引き続き各社の関心事項につき意見交換を行ったところでは、税関での効果的な水際対策の取り方にもっとも多くの関心が寄せられ、これらの点を当面の検討事項とする方向性が示された。

今後は、概ね2ヶ月に1回の頻度で、(1)メンバー間の知的財産権問題に関する情報交換・共有、(2)外部講師による知財に関する講演、他の団体との情報交換、(3)タイ知的財産関連政府機関との対話、(4)その他、幹事会・本会合で決定された知的財産権関連の活動、をしていく予定。

なお、東南・南西アジアにおいては、ベトナム・ホーチミン(06年6月～)、インド・ニューデリー(06年10月～)、インドネシア・ジャカルタ(06年12月～)でもJETROが事務局となった日系企業知財研究会が発足しており、タイ・バンコクで4箇所目。

バンコクIPGの目的及び活動、活動イメージについては、別紙参照。

以上

¹ 2006年秋に日本人商工会議所(1260社)で実施した知財被害調査によれば、各社の被害権利総計は100社・権利を超え、全ての権利においてこの1年の改善なしとする回答が最も多かった。また、IIPAが2007年2月にUSTRに対して出した勧告では、政府の戦略的対策の欠如から、次年度はタイを「監視国」から「優先監視国」に警戒強度をアップすべきとしている。

² BSA(ビジネス・ソフトウェア・アライアンス)からの情報によれば、昨年タイで摘発した98件の違法ソフト使用企業のうち、10%以上は日系企業であったとのこと。